

第3章 教科書検定制度と地理科教科書

第2章で行った地理制度史における時期区分をふまえた上で、各地理学研究者たちがどのような地理教育観を持っていたのかを教科書を主たる資料として用い、検討する。ただ、その前に、本章では、本研究で主たる資料として用いられる教科用図書利用の妥当性について言及する。

第1節 教科書と教科書検定制度

第1項 教科書についての先行研究

教科用図書（以下「教科書」）は、「教育課程の構成に応じて学習する内容や情報を組織的に配列し、教授・学習の便に供する図書」¹との定義や「教育の為に使用される生活や文化に関する諸内容中の一部を、教授学習の必要から取り扱に便利な形に編纂した書籍」²とした定義があり、教科書を学習のための書籍とする点では共通している。

また、教科書は広く「教材・教具」³に含まれるが、その教材・教具に関する研究視点には大別して2つ見られる。第1の研究視点としては、教材・教具を開発または改良するための実践的な研究である⁴。これには仲⁵や唐澤⁶の研究があげられるが、いずれも小学校を中心としたものである。その他、小学校の地図教育については田中耕三が地図教育について、明治前半期、すなわち1872年の小学教則から1881年の小学校教則綱領にかけての時期に、地図指導の3領域である読図・描図・作図が出揃ったことを指摘した⁷。また、中川⁸による教科書研究は地理の教科書研究史上欠かすことができないものである。

第2の研究視点は、教材・教具の変遷のうちに、教授形態や社会全体の変化の投影を見だし、教材や教具を通じて教育に関わる人々の教育観や時代背景を探るものである。こうした研究には佐藤⁹、石附¹⁰らの研究、小学校教科書を中心にとりあげた中村¹¹の研究がある。

本研究においても第2の視点、すなわち教材教具と社会全体の変化との関係を考察する立場にたって、教科書を取りあげる。家永は「学校教育は、大局的には国家権力が国民の思想を統制するためのメカニズムとして利用されてきた」¹²とし、その手段として教科書検定制度を国民の思想統制の目的達成のために重視してきたと述べ、戦前の教科書制度が「重大な戦争責任を免れない」¹³とまで述べ、教科書と国家との関係を捉えた言説が見られる。実際、多くの国において、教科書を国家管理の上での装置として機能した。例えば、国家と、教科書を含めた教育の関係を論じた先行研究には、石田¹⁴・堀松¹⁵・中村¹⁶・黒崎¹⁷・堀尾¹⁸・小松ら¹⁹・大久保²⁰・山住²¹などの研究があり、国家の維持と教育や教科書は密接な関係にあることをみてとれる。

ただ、明治維新から今日に至るまで、教科書は学制開始からまもなくの一時期を除いては、自由に執筆、発行することは許されず、国家による統制がかけられてきた。戦前においては、「教授要目」等の法令により、戦後においては「学習指導要領」によって、教科

書の記述が法制度を逸脱することは大筋において認められていない。旧制中学校においても、1872年からは自由採択制だったものの、1886年からは検定制、1943年からは国定制となった。

たしかに、国家による統制という意味では、検定制と国定制ともに類似した制度にとらえられるが、厳密な意味で両者は異なる。すなわち、国定制度下の国定教科書はその内容が絶対視され、その教授方法も自ずと限られてくる一方で、検定制下の教科書制度では緩やかな側面もみられた。例えば、家永は、検定制下では「教科書執筆者や出版社が自己の理念に基づき理想を全面的に実現することはないものの、できるだけそれに近づく可能性もあった」と述べている。こうしたことから、旧制中学校の場合、1943年の中等学校令で文部省著作教科書の使用を義務づけられ国定制になるまでは、教科書による記述内容の違い、教授法の違いがみられたと推測される。

そこで本章では、教科書検定制度下においても、教科書が著者の意図を反映していることを検証し、教科書を資料として著者の地理教育観を分析することの妥当性を明らかにするために、地理教科書の記述内容が、教育制度や教授要目にどれほどの影響を受けていたのかを検討し、また同時期に発行されていた教科書の内容に著作者の意図が表れ、記述内容に幅があったのかを比較することが目的である。

第2項 教科書の検定制度・国定制度の経過

(1) 検定制度以前

教科書検定制度の全般的展開を見ると、1872年の学制発布の翌月に「小学教則」が制定され、各教科において使用すべき教科書が例示されたが、これは小学校用教科書が出版されていない当時において民間の啓蒙書や翻訳書の中から適当と思われるものを示したにすぎなかった。例えば、地学読方において瓜生寅『日本國尽』、福沢諭吉『世界國尽』が、地学輪講で内田正雄『輿地誌略』等が指定されていた。

1873年文部省は布達第58号をもって、民間出版物の中からさらに教科書として適切なものを補充し例示した。地理之部では、東京師範学校『地理初歩』、榎木正太郎『群名産物日本地理往来』、仮名垣魯文『首書絵入世界都路』、西村恒方『萬国地理訓蒙』が挙げられる。実質的に、教科書は自由発行・自由採択であり、多数の教科書が出版され、それが自由に使用されていた。文部省は先述したような教科書の普及につとめたが制度的に強制力をもっていなかったためである。

1880年、文部省は地方学務局中に取り調掛をおき小学校中学校師範学校の教科書の良否を調査し、その書目を各府県に示し、その中から選択させようとした。また、小学校の教科書として妥当ではない教科書として箕作麟祥訳述『泰西勸善訓蒙』（後篇及び続篇）、福澤諭吉著『通俗國権論』などが、「國安ヲ妨害シ風俗ヲ紊乱スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍」及び「教育上弊害アル書籍」として採用しないように注意が発せられた(文部省達第21号)。この背景には当時極端な自由民権説があり、この影響を受けないようにするための措置と

みられる。

改正教育令に基づき 1881 年に「小学校教則綱領」が制定された。この綱領では、各教科の内容や程度を示したが、この綱領においても教科書を指定することはなかった。教科書を指定せずに教科内容を示したことで、この後の教科書は綱領に準拠して編修されることが求められ、教科書内容の統一を目指すことが意図された。

同年、文部省は教科書の良否調査から一歩進み、各府県に対して使用教科書の報告を命じた。しかし、文部省は制度を強化し届出制(開申制)から 1883 年小学校および府県立中学校、師範学校等の教科書について認可制をとるようになった(文部省達第 14 号)。

この当時の教科書について「教科書が高価で民情に適しないこと、教科書を改善したいが教科書の変更には民間の反対が強い」²²という事情があったため、府県の学務課等で自ら教科書を編修することがあった。しかし、それを使用するには文部省の認可に時日を要するため、地方ではどちらにせよ困難な状況にあった。

(2) 検定制度への移行

1886 年には小・中学校の教科書について検定制度がとられることになった(小学校令第 13 条・中学校令第 8 条)。同年に制定された「教科用図書検定条例」(文部省令第 7 号)では、小学校・中学校・師範学校の教科書について検定を行うこととなり、さらに 1887 年には教科用図書検定条例は「教科用図書検定規則」に改正されたが、検定の性格は「教科用図書ノ検定ハ止タ図書ノ教科用タルニ弊害ナキコトヲ証明スルヲ旨トシ其教科用上ノ優劣ヲ問ハサルモノトス」とし、教科用として不適切なものを排除するという消極的なものであり、積極的に内容を統制しようとしたものではなかった。

しかし、1892 年教科用図書検定規則の第 1 条が改正され「教科用図書ノ検定ハ師範学校令中学校令小学校令及教則ノ旨趣に合シ教科用ニ適スルコトヲ認定スルモノトス」と積極的に教科書の内容を統制する姿勢がみられるようになる。

(3) 小学校教科書の国定化への動き

1889 年大日本帝国憲法、特に 1890 年に教育勅語が下賜され、次第に国家の中央集権化が進行するにつれて、教科書国定化の建議がしばしば為された(1896 年第 9 議会にて修身教科書を政府が編修すべきとする建議、1897 年第 10 議会で修身教科書の国定化建議されている)が、国定化は結局この頃まではなされなかった。

しかしながら、1902 年の教科書疑獄事件²³を直接の契機として、1903 年小学校令が改正され小学校の教科書には国定制度が導入された。1904 年には小学校で修身・読本・日本歴史・地理の国定教科書が、1905 年からは算術・図画、1906 年からは理科の国定教科書が使われ始めた。以後、第 2 次世界大戦後の 1949 年に検定教科書が使用されるまで小学校では国定教科書が使用された。国定教科書の定価が従来のももの二分の一から三分の一程度になり家計の負担も軽減された。

(4) 中学校教科書

以上は、小学校の教科書についてであるが、検定制度下の中学校の教科書で、1940年文部省が、文部省による検定を一時停止し既存の検定済み教科書から各科目別に5種類を選び、その中から学校長が選択することになった。この背景には、教科書の基準化の動きと戦時総動員体制下の資材確保の必要性があった²⁴。

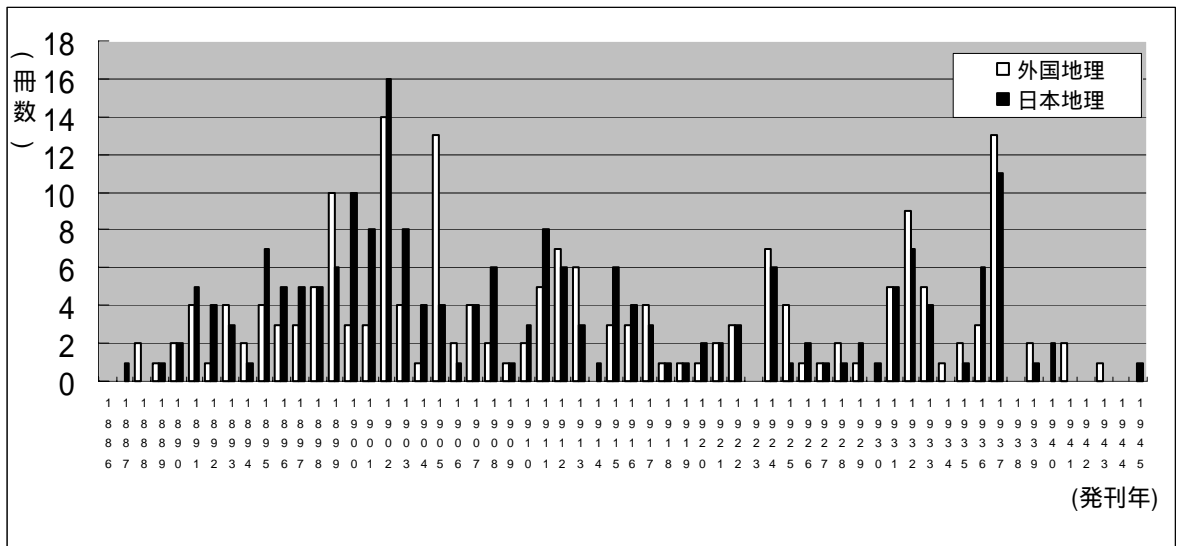
1943年になると、中等学校令で文部省著作教科書すなわち国定教科書の使用が義務づけられることとなった²⁵(中等学校令第12条)。中学校では、1872年からは自由採択制、1886年からは検定制、1943年からは国定制となったことから、戦前においてはほとんどの時期、50年近くにわたって検定制が続けられたのである。このことは小学校の教科書制度とは異なった点である。

第2節 各時期の地理科教科書

中学校の地理科の教科書において検定制はどれほど徹底されたのであろうか。以下、第2章で設定した時期区分を暫定的に用いて、教科書と教授要目や中学校令施行規則との関係、そして同時代に著された地理科教科書の記述内容を比較し、その違いを具体的に叙述し検討する。

第1項 地理科教科書発行の概要

第3-1図は、中学校地理科の外国地理と日本地理の教科書の発行冊数を初版に限定してグラフ化したものである。



第3-1図 地理科教科書発刊数(初版のみ)

[鳥居美和子『明治以降教科書総合目録 教育文献総合目録第三集 中等学校編』(1960年小宮山書店)より筆者作成]

数カ所のピークがみられるが、1902年を中心として大きな山が見られる。その理由は、1902年に「中学校教授要目」が制定され、教えるべき内容が定められたことによる。いわゆる制度史からみると「確立期」に相当する。地理科の目的や内容が明確になったことで、教科書の発行数がのびたと判断できる。

その他、1911年、1924年、1932年、1937年にかけていくつかのピークをみてとれる。1916年から1925年の約10年間は中等学校数や生徒数が増加した時期であり、中学校の大衆教育機関化が進行していった時代でもあった（第2章；第2-2図）。それに対応する形で1924年において教科書がそれまでよりも多く発行されたとみられる。

1932年は、中学入学者の増加をうけてなされた1931年「中学校令施行規則改正」をうけての増加と推測される。この1931年に改正により中学校は指導者教育機関ではなく大衆教育機関として位置づけられ、同年、中学校教授要目改正が行われ、「地理ハ地球及人類生活ノ状態ヲ理會セシメ殊ニ兩者ノ關係ヲ明ニシ我国及諸外国ノ国勢ヲ知ラシメ国民タル自覺ヲ促スニ資スルヲ以テ要旨トス」とされ、日本教育制度の中ではじめて地人相関論がでてきたことで、従来の教科書とは異なった考えに立つ必要から教科書発行が増加したものであろう。

1937年については、教育審議会が設置され、幼稚園から高等教育までのすべてにわたっての教育改革が行われた。同年「中等学校教授要目」が改正され、従来よりも一段と愛国心の養成が望まれるようになり、1941年国民学校令が公布され、教科は軍国主義に貫かれてゆく時代にあって、大きな改正がなされた時期であった。

このように、教科書が多く発行された時期が何カ所も見られ、教育制度や法令が変化した時期と合致している。制度や法令が求めるものを、教科書が反映していこうとしたことが数字上から見て取れる。

次項では、同じ時期の教科書が同じ記述内容であるのか否かということを実証する。それによって、教科書検定制度があったとしても教科書記述に違いがあったことを示し、教科書に執筆者の思想が反映される余地があったことを示すことになるからである。

第2項 「草創期」における地理科教科書

第2章において、1902年以前は「草創期」で、地理教育が制度として未確立の時期と述べた。例えば、1872年の学制発布時において、教科書は自由発行・自由採択であり、指定された教科書もなかった。1887年の「教科用図書検定規則」が出されるまで、検定の性格は教科用として不適切なものを排除するという消極的なものであり、かなりの自由度があったことは前述した。

1887年の「地理学編纂趣意書」により、地理科の目的は「最初ニ地理上ノ知識ノ基本トナルヘキ事項ヲ記述シテ、地理初歩トシ、之ニ次グニ府県地誌ヲ以テシ終ニ地理書ニ及ヒ

…」²⁶とされた。また、1894年3月の「尋常中学校ノ学科及其程度」(文部省令第7号)では、地理教育に具体的な注意を与えた。「徒二面積戸口ノ記憶ニ偏スルカ如キハ地理教授ノ本旨ニアラス」という記憶偏重に対する注意に対して、教科書執筆者はどのような立場にたったのであろうか。

この時期に発行された教科書を2冊取り上げる。ここでは、明治・大正期の歴史学者で東京文科大学の初代学長である三宅米吉(1860-1929)²⁷の教科書と、地理学者・政治学者であった松島剛(1854-1930)²⁸のものをとりあげた。

松島が1895年に発刊した『近世小地理学外国之部』の例言には、1894年3月の「尋常中学校ノ学科及其程度」の要求に応えるかたちで以下のように述べられている。

従来内外國ニテ刊行シタル中等教科用地理書ヲ見ルニ、其論述ノ順序、先ツ地理学総論ニ筆ヲ起シ、地球全体上ヨリ天文、地文、及人文ヲ総叙シ、次ニ各大州ノ総論ニ移リ、最後ニ各国ノ地理ヲ講述スルモノ多キカ如シ、〔中略〕此順序ハ大ニ中学初等級生徒ノ学力ニ適合セサルモノアリ、蓋シ直ニ世界総論、又ハ各大州総論ヨリ始ムルゴトキハ、勢ヒ生徒ヲシテ一時ニ国土、山川、等ノ名称ヲ記憶セシメ〔中略〕従来地理科ノ教授、功ヲ奏セサルモノ多キハ、之レガ教授ノ順序、或ハ宜シキヲ得サルニ職由セサルナキヤ、著名ノ之ヲ疑フコト久シ²⁹

とある。一方、三宅による金港堂の『中学外国地誌』では、

其ノ編修ノ主眼トスル所ハ先地図ニ就キテ大洲、大洋ノ位地、各国ノ境界、山川等ヲ明確ニ暗記セシメ、然ル後各国ノ気候、産業、国民ノ状態、都会、勝地等ノ概要ヲ講話シ且之ヲ記憶セシムルニアリ。故ニ毎図暗記問題ヲ附シ以テ生徒ノ地図ニ対シテ注意スベキ要点ヲ示シ、又毎章ノ終ハリニ復習問題ヲ掲ケ以テ各章教フル所ノ記憶ヲ確メシム³⁰

とあり、暗記を重視していることがわかる。教科書執筆者の意図するところが両者ではかなり違っている。特に三宅による教科書は「尋常中学校ノ学科及其程度」に沿っていない。この比較から、法令がそれほど教科書執筆の際に厳しい枠として機能していなかったと考えられる。

また、各国の記述内容の配列として、前者が亜細亜 欧羅巴 阿弗利加 阿西亞尼亞 亜米利加 南亜米利加 世界総論(地文地理学・人文地理学)という順序であるのに対して、後者は地球 亜細亜 欧羅巴 阿非利加 大洋洲 北亜米利加 南亜米利加となっており、全体的内容を最初に置くか、最後に置くかで、両者の地理教育観の違いをみることができる。

第3項 「確立期」における地理科教科書

この時期は地理教育の目的・内容が規定され始めた時期であったことは第2章で前述し

た。1901年の「中学校令施行規則」(文部省令第3号)が制定され、その施行規則第一章学科及其程度第六条で、「地理ハ地球ノ形状、運動並ニ地球表面及人類生活ノ状態ヲ理會セシメ我国及諸外国ノ国勢ヲ知ラシムヲ以テ要旨トス」など具体的に地理科の内容が規定された。1886年の尋常中学校ノ学科及其程度よりも詳細に規定された。1902年中学校令施行規則中改正で、毎週教授時数の変更が行われ、同年に「中学校教授要目」(文部省訓令第3号)が定められ、「教科書を用いることを原則」とし、地理科は日本地理・外国地理・地理学通論で構成され、実地に観察できるものはなるべく直接観察をすること、むやみに細密繁多な事実数量を記憶させることはさけることなどが規定された。これまでと比べると、教育項目や注意が詳細に決められたことから、多くの教科書が発行された。

1904年三省堂編纂(亀井忠一³¹編輯)の『三訂外国新地理上中下』³²では例言において筆者の考えが述べられている。

氣候と天産とを各処誌の終りに附したるは其中に記せる地名を先づ知るにあらざれば、能く了解し難きこと多かるべきを慮りてなり

とある。1902年に発刊された山上萬次郎の『最近統合外国地理中学校用 上中下』³³、1903年に発刊された脇水鉄五郎の『地理教科書 外国』³⁴を初めとして多くの教科書が発刊され、各国の記述の際に自然地理を先述した後で、人文地理を述べているのに対して、この三省堂の教科書では各州の地名を説明した後、気候、産業、貿易、住民、宗教の順番で叙述していることに特徴がある。

しかし、1911年の「中学校教授要目改正」で、特に注入主義を避けるとの注意は、1902年中学校令施行規則中改正でむやみに細密繁多な事実数量を記憶させることは避けることが規定されていたことから、約10年経過しても、地理科における暗記を主たる授業論が根強いものであったことを示す。この要目の改正をうけて教科書の内容は暗記偏重を志向しないものになったのか否かを例証する。

1911年中目覚³⁵『新編世界地理教科書 上中下』³⁶と守屋荒美雄『最新系統地理 中学校用外国之部 上中下』を取り上げる。特に、後者の例言には以下のようにある。

近きを先にする主義よりせば、亜細亜州は、中学校第二学年の課程となすべけれども、こは学生の智能の発達程度よりせば、大なる考慮を要すべきものならん。ノ本書は文部省訓令第十五号即ち中学校教授要目に則れり。されど著者が過去十有五年の教授と、六七年間に於ける著作との経験に基づき、多少要目を遵守せざる所あり。是れ畢竟、要目を柱石としつゝ、要目よりも、百尺竿頭一步を進めんとする素志に出でしに外ならざるなり。ノ本書は各説を先きにし、総説を後にしたり。〔中略〕要目と云ひ、総説を先きにするには、確固たる論拠ありしなるべし。されど悲み哉著者は、之に同意すること能はざるなり³⁷

守屋ははっきりと要目を遵守しないと述べている。この発言は守屋の経験に基づいたものであり、守屋が在野にありながら、地理教育に対して明確な信念をもっていることを示している。

後者が亜細亜と欧羅巴を重視しているが、中目の教科書はどこかを削るという考えにたっていない。もちろん、それは中学校教授要目には「本要目二掲ゲタル事項及順序八斟酌ヲ加フルモ妨ナシ」とあるためである。

1911年の中学校教授要目の改正では、注入主義をさけることが求められたが、その2冊の例言において特に暗記に対しては触れられておらず、積極的に暗記を否定している訳でもない。したがって、この要目の改正をうけて教科書の内容は暗記偏重を志向しないものになったとは言えないであろう。それよりも、中目も守屋も、教授要目等に対して不満をもっているものの、とりあえずは要目に従う姿勢をみせている。

第3-1表は、北亜米利加州の項にみられる、4冊の教科書の図表と絵写真の数の比較である。守屋の場合は図表が他のものより多いのが特徴であり、文字による情報伝達から、視覚的伝達に力点が置かれていることがわかる。著者によって、教科書執筆の方法が異なっていることが理解される。

第3-1表 北亜米利加州の図表・絵写真数の比較

	1911年以前の教科書		1911年の教科書	
	1894年 金港堂書籍株式会社編輯所編輯 三宅米吉校『中学外国地誌』(金港堂)	1902年 山上萬次郎『最近統合外国地理 中学校用 上中下』(大日本図書)	1911年中目覚『新編世界地理教科書 上中下』(三省堂)	1911年 守屋荒美雄『最新系統地理 中学校用外国部 上中下』(帝国書院)
図表	0	9	16	42
絵写真	4	11	21	16

(筆者実見により作成)

第4項 「定着期」における地理科教科書

1919年の「中学校令施行規則改正」では、国民道徳の高揚のために「何レノ学科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授セン」として全ての教科で道徳高揚が盛り込まれた改正であった。

1924年発行の山崎直方の『新制外国地理 乙表』では、「東亜の一角に昇天の国威を示す我が国は世界に比類なき国体を有し、イギリス・アメリカ合衆国と世界の三大強国の一に数えられている」³⁸という記述があり、国威発揚の求めに対して応えるものとなっている。

しかし、1943年の国定教科書³⁹の序説に、

米英の世界制覇の野望を打ち砕き、世界に新しい秩序を打ち立てようとするわが國

にとつて、大東亜戦争とヨーロッパの戦争とを切り離して考へることができない。米英の打倒なくして大東亜の建設も世界新秩序の確立もないからである。地理の学習は何も戦時に限つて必要であるといふばかりではなく、地理的識見を高め、国土愛護の念を涵養する上に、常に大きな役割をもつものであつて、そのためにはわが國の地理のみでなく、廣く内外に就いて学ぶ必要がある。〔中略〕八紘為宇の大精神によつて、正しく新しい世界を打ち立てようとして戦つてゐるわが國にとつて、世界の國々は決して無関係ではあり得ない。どんな國も、又どんな地域もわが國と結びつけ、引き合はせて考へることができ、そこに他の國を知る眞の意義が存在する。わが國土の地理も、大東亜及びその他の世界の地理も、その学習の目ざすところは一つで、要は、世界に於ける皇國の地位と使命とを明らかにすることに尽きるのである。

とあるものと比較すれば、山崎のものは穏やかと言えるであろう⁴⁰。戦時中の国定教科書については石田も「非常にはつきりと、全体にわたつて、随所に国家主義的なものが出てゐる」⁴¹と述べている。さらに、1921年発刊の小川琢治の『中等地理学 外国之部 上中下』の例言では、

本邦教科書界の通弊である簡單低級の風を打破せんが為編述したものである。教科書が簡單に失するが為無味乾燥となり、生徒は教室以外に於てこれを手にするを厭ふやうになるのは避けられぬ。欧・米諸國には我が國の様な簡單無味な教科書はない⁴²

とあり、国民道徳の發揚を主張するのではなく、地理教育について問題提起をしている。実際に、小川は教科書の例言で「生徒をして教科書に興味を感じしめ、独学自習を励まし、教授の能率を増進」⁴³させるためとある。必ずしもすべての教科書において、国民道徳の養成をはかることが支配的になっているわけではない。

第5項 「轉換期」における地理科教科書

1931年の「中学校令施行規則改正」で、地理は「地球及人類生活ノ状態ヲ理會セシメ殊ニ兩者ノ關係ヲ明ニシ我國及諸外國ノ國勢ヲ知ラシメ國民タル自覺ヲ促スニ資スルヲ以テ要旨トス」とし、日本教育制度の中ではじめて地人相關論がでてきた⁴⁴。さらに従来に比して一層「国民精神を涵養」が求められた時代であった。

ここでは、1933年新光社編輯部編(小川菊松 代表)新制最新外国地理甲表準拠 上下、1933年帝国書院 守屋荒美雄・北村詮次郎共著「教範世界地理甲表用 上下」、1933年日本出版社編輯所編(脇坂要太郎 代表)「新制世界地理 甲表準拠」を取り上げる。

守屋の教科書では、「記述の断片的羅列を避けて、成るべく関連的に説術し、以て因果の理解に努め、又徒に専門的なるを避けて、成るべく、常識的の知識を選抜收拾するやうに

注意した」⁴⁵とあり、因果関係の理解を重視しているのに対して、新光社のものには「人文現象は土地の自然の上に行はれた文化現象の歴史的所産であつて、従つて来る所は甚だ複雑であり、単に一、二の可能的原因を挙げることに依つて説明され得る様な場合は甚だ稀であるからである。徒に簡単な因果的説明を与へることに依つて真相から遠ざかる懼がある」⁴⁶とあり、全く逆の見解を示している。この主張の背景には、新光社の教科書の編集方針として、自然と人文現象の関係は、単純なつながりによって規定されるのではなく、より複雑なものであつて、1,2の自然条件で短絡的に人文現象を規定するというを学習者に植え付けることを避けようとしたと考えられる。また、人文現象が自然現象によるのみ規定されるのではない、すなわち過度な地人相関論に対する注意がなされていると推測される。

また、州別の扱う頁数を比較すると、第3-2表のようになる。

第3-2表 1933年発刊の教科書の洲別頁数

	1933年新光社編集部編 『新制最新外国地理甲表 準拠 上下』	1933年守屋荒美雄・北村詮 次郎共著『教範世界地理甲 表用 上下』	1933年日本出版社編輯所 編『新制世界地理 甲 表準拠』
大洋洲	24 (7.4%)	24 (8.4%)	14 (6.0%)
両極	3 (0.9%)	5 (0.3%)	2 (0.9%)
阿弗利加	22 (6.7%)	24 (8.4%)	14 (6.0%)
南米	26 (8.0%)	24 (8.4%)	12 (5.1%)
北米	48 (14.7%)	37 (12.9%)	30 (12.7%)
欧羅巴	100 (30.7%)	78 (27.0%)	37 (15.7%)
亜細亜	97 (29.8%)	90 (31.4%)	85 (36.1%)

(筆者実見により作成)

特に、欧羅巴と亜細亜の扱いが大きく異なっており、ばらつきがあることがわかる。

また、後述するが、上記3冊の教科書と1933年発刊の小川琢治が書いた地理科教科書『新外国地理 甲表準拠』とは方法論が異なっている。すなわち、小川の1933年教科書ではあきらかに歴史的な手法を用いてその地域を説明しようとしているのに対して、同年に発行された上記3冊の教科書にはそのような視点はみられない。

それぞれが教授要目という一定の枠の中で、それぞれの主義や主張を全面的ではないものの、独自に一定程度展開していることがわかる。

第6項 「変容期」における地理科教科書

1937年の「中等学校教授要目改正」では、愛国心、国民的自覚の養成が求められた。地理教育が、「アカデミー地理学を離れ、国家的要請を担う」ようになる⁴⁷。1937年発刊の小

川琢治『中等新地理 外国之部』と1940年発刊の田中啓爾『中等新外国地理 改訂版』(1937年初版)をとりあげた。

国民的自覚の養成については、小川は例言で、

然るに満州事変以来、我が国民精神は猛然奮起し、進んでこの不調和を打破せんとし、世界の政治・経済界に大なる波紋を与え、我が国の国際的地位も躍進を続けつつある。総て世界人心の不安、国際情勢の変化、帝国の国際的地位等は外国地理を完全に教授することによつてのみ生徒に理解せしめ得るものである。即ち著者は同志の教授者各位と共に新教授要目の趣旨を体し、右の如き本書の精神によつて、次代国民に「世界に於ける日本」、「世界に於ける人類の生活」を完全に認識せしめ、以て国家の期待に添はんことを期する次第である⁴⁸

と述べている。田中も、

各大陸の説述の順序は我が国の延長である東亜より始め、その外縁をなすアジア及オセアニアを述べ、次にヨーロッパとその外縁をなすアフリカに及び、最後に北米とその外縁をなす南米に終ることにした。かく世界を地理的三大ブロックに分ちて述べ、大西洋・太平洋に附加して結んだ。東亜に関しては詳細を極め本書の半を当て、その外も我が国に關係の密接な地域及我が国策の参考に費やすべき国については特に留意してこれを詳かに述べた⁴⁹

とある。いずれも国民的自覚を意識したものとなっている。第3-3表からもわかるが田中の場合、亜細亜の扱いが45.9%とこれまでみてきたどの教科書よりもとりわけ大きくなっていることは、小川の教科書と比較しても明白である。

第3-3表 小川と田中の教科書比較

	1937年 小川琢治 『中等新地理 外国之部』	1940年 田中啓爾 『中等新外国地理 改訂版』(1937年初版)
大洋州	11 (5.0%)	13 (5.2%)
両極	3 (1.4%)	2 (0.8%)
阿弗利加	21 (9.6%)	11 (4.4%)
南米	19 (8.7%)	14 (5.6%)
北米	30 (13.8%)	26 (10.5%)
欧羅巴	71 (32.6%)	66 (26.6%)
亜細亜	63 (28.9%)	114 (45.9%)

(筆者実見により作成)

また、外国地誌の取り扱う配列は小川の場合は、「アジア洲 ヨーロッパ洲 アフリカ洲

北アメリカ洲 南アメリカ洲 大洋洲 両極地方」となっているのに対し、田中のものは「アジア オセアニア ヨーロッパ アフリカ 北アメリカ 南アメリカ 両極地方 大西洋と太平洋」であり、扱う順番が異なっている。これについて小川はその例言で「記述の順序は従来と全然変更したのは地理的環境の類似、人文発展の歴史的過程から考へて、この方が教授上最も効率的且つ自然的であると考へたからである。然しこの順序は著者が必しも固執するものでなく、教授者各位の考によつて適宜変更して差支ないのである」⁵⁰と述べている。

第3節 教科書検定制度が地理科教科書に与えた影響

以上前節の第2項から第6項にわたって、時期別に地理科教科書と法令の変化と比較し、同時期に発行された教科書の内容を比較検討した。そこでは、法令が変わっても、敢えて随わないものや、積極的に変更していくなど、対応の違いがみられる。また、各州の取り扱い頁数、記述内容が異なるなど、わずかな例を取りあげただけでも、違いがあり、全く同じ記述方法や内容の教科書はないと言えよう。

たしかに、教科書執筆の前提として、教授要目をはじめとする法令からの執筆制限があり、執筆者や編者はその規制に従わなければならない、教科書には執筆者の考えは反映されようがないとする見解がある。しかしながら、教科書によって伝えるべき知識の範囲指定があるものの、その地理的知識の伝え方などは異なっていることが以上の比較をみれば理解できるであろう。これらの事例比較から、教科書執筆者の自由な裁量が一定程度あったとみることができ、教授要目があるから教科書の内容は画一化され、執筆者の意図など反映される余地がないとする見解は必ずしも事実ではないのである。教育と権力との関係を固定した概念でとらえることは正しくなく、教科書執筆者や出版社が自己の理念に基づき理想を全面的に実現することはないものの、できるだけそれに近づく可能性もあったことを認識する必要があり、その観点を抜きにしては教科書を用いた研究に於いて、正しい認識は不可能となるであろう。

板倉は、小学校の理科教育史の通覧に成功しているが、「この時期〔1900年頃〕の理科教科書は、一方で画一化を強いられながら、他方ではその内容にかなり特色を出してきたことも否定できない」⁵¹との記述がある。義務教育であり制度的に厳しいはずの小学校の教科書ですら検定制度下で特色を出せたことを考えると、中学校の教科書では小学校のものより自由な記述があったことが推測される。

さらに、教科書を取り扱う上で問題となる点として、教科書の記述内容はその本人が著したものではない、いわゆるゴーストライターの手による教科書執筆の可能性があると考えるがある。本研究でも、全ての教科書がその表にでている名前の著者が書いたものである、と無批判的にとらえるつもりはない。しかし、その教科書に執筆者として名前が出ている以上、全く執筆者が関与せず、その教科書に対して全く関心も払わなかったとは考

えにくい。

以上のことから、教科書を研究資料としてとりあげるとは、教育研究に於いて一定程度の成果を期待でき、妥当性を持つものとして本研究ではとらえる。

【注】

-
- 1 片岡徳雄「教科書」細谷俊夫編『新教育学大事典 第2巻』第一法規出版，1990，414頁。
 - 2 船越源一「教科書」城戸幡太郎編『教育学辞典』岩波書店，1936，500-503頁。
 - 3 教材や教具に関する定義は，柴田が「個々の科学的概念を習得させるうえに必要とされる材料(事実・文章・直観教材など)を『教材』とし(柴田義松『現代の教授学』明治図書，1967，15頁。)，城戸は教材を「教育の目的に応じて学習させる必要を認められた教育の内容」，教具を「教育の方法または手段として使用される道具」(城戸幡太郎『教育学事典』平凡社，1955所収)，中内が「教材はより内面的なもの，旧具はよる外面的なもの」とした(中内敏夫「目標論と教材づくりの理論」『学力到達目標と指導方法の研究』日本標準，1976)などがある。
 - 4 戸倉広雅『校具及教具の研究』昭文堂，1910。
 - 5 仲新『近代教科書の成立』講談社，1949。
 - 6 唐澤富太郎『教科書の歴史 - 教科書と日本人の形成 -』唐澤富太郎著作集6『ぎょうせい』，1989。
 - 7 田中耕三「明治前半期の地図教育の実践に関する史的研究」『新地理』36-2，1988年，13頁(明治後半期についての指摘については，田中耕三「明治後半期の地図教育の実践に関する史的研究」『新地理』39-1，1991年。を参照のこと)
 - 8 中川浩一『近代地理教育の源流』古今書院，1978。
 - 9 佐藤秀夫『ノートや鉛筆が学校を変えた』平凡社，1988。
 - 10 石附実編著『近代日本の学校文化史』思文閣出版，1992。
 - 11 中村紀久二『教科書の社会史 明治維新から敗戦まで』岩波書店，1992。
 - 12 家永三郎『教科書検定』日本評論社，1965，1頁。
 - 13 前掲12) 12頁。
 - 14 石田雄『明治思想史研究』未来社，1954。
 - 15 堀松武一『日本近代教育史 - 明治の国家と教育』理想社，1965。
 - 16 中村雄二郎『近代日本における制度と思想 - 明治法思想史研究序説』未来社，1967。
 - 17 黒崎勲『現代日本の教育と能力主義』岩波書店，1995。
 - 18 堀尾輝久『天皇制国家と教育 - 近代日本教育思想史研究』青木書店，1987。
 - 19 小松茂夫・田中浩編『日本の国家思想 上下』青木書店，1980。
 - 20 大久保利謙『明治維新と教育』吉川弘文館，1987。
 - 21 山住正己『教育の体系』岩波書店，1990。
 - 22 仲新『近代教科書の成立』講談社，1949，165頁。
 - 23 1902年，教科書採択の権利をもつ各府県の審査委員と教科書出版社とのあいだの不正が暴露

- され、全国的な大摘発検挙が行われた事件。
- 24 文部省『学制八十年史』大蔵省印刷局，1954,381-384頁。
- 25 ただし、文部省著作教科書がないときに限り、地方長官の認可を得て文部省検定済教科書を使用することができる（中学校規程）。
- 26 西沢利栄『近代日本における地理教育の変遷』昭和62年度科学研究費補助金（総合研究A），1988，16頁。
- 27 三宅米吉は、明治・大正期の歴史学者で、東京文理科大学の初代学長。和歌山藩士の家に生まれ、藩校に学びさらに明治維新後に慶応義塾に学んだ。17歳で新潟英語学校教師となり、さらに千葉師範学校・東京師範学校教諭などを歴任。1887年イギリスに留学し翌年帰国。高等師範学校の嘱託を数年勤めた後1895年同校教授となり歴史学を講じた。1902年に文学博士。その間に東京帝国大学文科大学講師・東京帝室博物館歴史部長・師範学校学科図書取調委員・考古学会々長などを兼務した。1920年東京高等師範学校長となり、1927年文理科大学創立委員を経て1929年学長となったが7カ月にして狭心症のため死亡した。歴史学のほか民族学・考古学・社会学・地理学の論文も多く、歴史教育・国語教育にも取り組んだ。
- 28 紀州藩士松島欽右衛門の子として江戸で生まれた。大坂の川口居留地においてアメリカ人ウイリアムから英語を学んだのち東京に出て、1876年に慶応義塾に入学した。慶応幼稚舎教員、茨城県水戸中学校、埼玉県不動岡中学校などで教えたのち、東京英和学校（青山学院の前身）で1886～97年まで教えた。1884年にスペンサーの『社会平等論』を翻訳するなど、著書は多く、特に地理学に関するものがあり、明治の地理教育に貢献した。
- 29 松島剛『近世小地理学外国之部』春陽堂，1895，2-3頁。
- 30 三宅米吉『中学外国地誌』金港堂，1894，2頁。
- 31 亀井 忠一（1856～1936）は、三省堂の創業者。1881年、神田で古本屋三省堂を開業。1883年出版業を始める。
- 32 三省堂編纂（亀井忠一編輯）『三訂外国新地理上中下』三省堂，1904，2頁。
- 33 山上萬次郎『最近統合外国地理中学校用上中下』大日本図書，1902。
- 34 脇水鉄五郎『地理教科書 外国』金港堂，1903。
- 35 広島高等師範学校教授・京都帝国大学文科大学講師（文学士）
- 36 中目覚『新編世界地理教科書 上中下』三省堂，1911。
- 37 守屋荒美雄『最新系統地理 中学校用外国之部 上中下』帝国書院，1911，1-2頁。
- 38 山崎直方『新制外国地理 乙表』東京開成館，1924，1-2頁。
- 39 文部省『中等地理 1-4』文部省，1943，1-4頁。
- 40 その他、国定教科書にみられる亜米利加合衆国の記述では「〔88-89頁〕明治維新以来、わが國とは密接な関係があり、太平洋沿岸地方には、わが移住民の努力で開拓された所が少ない。〔中略〕又わが國が繁栄して行くにつれてねたみ始め、英国と結んで種々の妨害を試みた。米國の東亜に対する不当な野望は、殊に満州事変以来、わが國の誠意を事ごとに退け、日米関係

はいよいよ悪化するに至つた。更に、支那事変が起ると、米英両国の圧迫は一層ひどくなり、わが國の存立をさへ危くしようとしたので、遂にこの暴戾な米英を撃碎し、大東亜共栄圏建設のために、今、わが國は戦つてゐる」という記述も見られる。

- 41 石田龍次郎・入江敏夫・小堀巖・馬場四郎・大村榮『地理教育の革新』同学社，1953，116頁。
- 42 小川琢治『中等地理学 外国之部 上中下』富山房，1921，2頁。
- 43 小川琢治『中等地理学 外国之部 上中下』富山房，1921，1頁。
- 44 日本地理学会「日本地理学会75年史特集号」地理学評論73-4，2000，239頁。
- 45 守屋荒美雄・北村詮次郎共『教範世界地理甲表用 上下』帝国書院，1933，3頁。
- 46 新光社編集部編(小川菊松 代表)「新制最新外国地理甲表準拠 上下」新光社，1933，2頁。
- 47 佐藤由子『戦前の地理教師 文検地理をさぐる』古今書院，1988，134頁。
- 48 小川琢治『中等新地理 外国之部』富山房，1937，1-2頁。
- 49 田中啓爾『中等新外国地理 改訂版』目黒書店，1940，2頁。
- 50 前掲48) 3頁。
- 51 板倉聖宣『日本理科教育史』第一法規，1968，202-203頁。